　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０１７．１０．２３　大草

読書メモ

73．川島武宣　「日本人の法意識」（1967）

72.　日下公人　「私がこの国を好きな理由」（2011）

**＜川島武宣　「日本人の法意識」から＞**

この本は、法学者の川島武宣が日本人の法意識を考察したもので、法律と現実生活上の法意識とのギャップを明らかにした本である。内容は相当古いが、現在もその意識の片鱗が残っていると思われ、大変参考になる。

＜法意識の定義＞

　法意識という言葉の意味についての注意点２つ。

　①意識だけでなく、法に関係する無意識的心理状態をも含む。

　②社会行動の決定要因になるものを含む。

＜日本人の法意識の特徴＞

・日本語：ゆとりのある言葉で読み手に想像させる言語で、言葉に陰を持たせている。

・西洋の言葉：できるだけ狭く細かく意味づけをして、読み手の想像を入れ込ませない。

　日本においては、本来言葉の意味は不確定で非限定的なものだという意識があるという。そのため、日本の法律の規定内容が不確定性をもっており、法律の規範性そのものが不確定性をもつという。

ｃｆ．光風霽月（こうふうせいげつ）：品がよく心中にわだかまりのない人をさす。

＜西洋の二元主義と日本の曖昧さ＞

　西洋は、当為（規範性）と存在（現実の社会生活）との厳格な二元主義をとっているが、日本はそのような厳格さはなく、ゆるやか或いは極めてゆるやかであるという。日本では、法の当為（規範性）と人間の精神や社会生活の現実の間には、厳格な区別ではなく妥協が予定されているという。さらに、当為と現実との妥協こそが融通性のある態度として高く評価されるという。

　例えば、道交法。手心を加えるのが日本。安全週間の間は厳格に取り締まり処罰するが、期間が過ぎれば厳しく取り締まることはない。これは規範性が確定的なものと意識されていないことによるもの。売春防止法も同じ。温泉場などでは公然と行われている。

　川島は、法律も官庁の手心により運用されるもので、法律（規範性）の不確定性の信念は戦後も一向に消滅しておらず、これが問題だという。（大草：内閣の集団的自衛権などの憲法解釈もこの表れか？）

　明治憲法下では、臣民権利義務の中に臣民の基本的権利を規定したが、「但し法律の定めたる場合を除く」とかの条件を設けており、実際には基本的人権を無きに等しい状態においていた。基本権を保証するのでなく、これを制限し否定するための根拠づけを憲法で行ったという。

　また、明治憲法下では、行政訴訟は司法裁判所とは別の行政官庁の機関のような行政裁判所が担当しており、常に政府が勝訴する仕組みになっていた。

＜所有権に関する日本人の意識＞

　物を所有している者が、他者にそのものを占有させた場合に、所有権の権利機能が劣化し、逆に占有者は所有権の一部が得られたように思う意識が日本人の中にあるという。占有物の勝手な利用などは、この意識によるものという。

＜日本人の法的関係に対する感覚＞

①契約内容に融通性がないと不安に感じる。欧米は、微に入り細に入り規定し確定的にしないと不安に感じる。

②当事者間に紛争が起きたときは、誠意をもって協議するのが日本人の感覚。欧米は、第三者による仲裁を行うのが一般的な感覚。

③債権債務の予測について、日本人は問題があれば協議するとの考えのため予測可能性を軽視するが、欧米はこの予測可能性を重視する。

川島は、上記の理由は、日本人が権利義務は確定的なものではなく一応のものにすぎず、問題があればその都度協議して具体的に定めればよいと考えているからであるという。債務の履行日も1日2日遅れてもよい、厳しくするのは融通のきかぬ奴という感覚があるという。日本人は、権利義務が固定的・確定的であると、当事者間に懇願したり、恩恵を与えたり、融通をきかせたりする余地のないほうが不安なのであるという。円満解決が重要であり、仲裁ではなく、調停が好まれる。

＜日本人の法意識の変化＞

　上記のような伝統的な法意識から、西洋的な法意識に変化してきている実態がある。その理由を川島は近代化の表れと見ている。

＜日本人が訴訟を嫌う理由＞

①訴訟は、友好的・共同体的な関係の基礎を破壊する行為ととらえられ、これを避ける。

　知り合いの相手との喧嘩は好まない。

②訴訟すると、変わり者、喧嘩好き、訴訟キチガイなどの烙印を押される。

（小生の意見）

①もともと曖昧な権利義務関係にある日本人のメンタリティに確定的な権利義務は馴染みにくかったものと思われる。著者の意見に同意。

②現代は、グローバル経済の進展により、日本人の法意識や権利義務関係も欧米と変わらない状況にあると思われる。

③日本文化である「和」の精神が、日本人の法意識に大きな影響を与えていると思う。裁判官も訴訟の効率性だけでなく、日本人の和の精神を考慮して和解（調停）を勧めていると思われる。

。

④日本語の曖昧な性格は、法律用語の定義を正確にすることや日本語で確定的な表現をする必要性から徐々に是正されてきているのではないか。

⑤日本人が訴訟を嫌うのは、ムラ社会の思考が残っているためでもあろう。

**＜日下公人「私がこの国を好きな理由」から＞**

この本は、世界に誇れる日本のよいところを挙げ、それが好きと著者は書いている。

　この本の一部に、アメリカの変化と人体についての記載がある。

＜アメリカに変化の兆しがある＞

・将来の世界秩序は、「一人勝ちによる統一」というアメリカ式原理に代わって「価値の多元化」と「文化の相対化」によって実現され、そのときの世界は「共生」と「信頼」と「ローカリズム」の世界となる。それなら、日本およびアジア諸国の方が先進国である。

＜人体の神経系とホルモン系のシステムは企業経営に通じる＞

・キリスト教は、一番上に全知全能の神がいて、全てを支配する。人体も同じで、脳からの神経が隅々まで行きわたっている。その脳の指示に各器官が従う。

・仏教は全ての生命は平等と考える。人体も同じで、各器官が平等に相互に相談し適当にやっていると考える、ホルモン系の思想がある。その相談は、ホルモンという化学物質が行っている。

・この神経系とホルモン系の判断が食い違うとストレスとなり、病気に繋がっていく。

・会社経営も同様に、欧米は命令経営（トップダウン）であり、日本はお神楽経営（よきにはからえ）ということができる。この（トップダウン）と（よきにはからえ）がバランスよく調和することが大切である。欧米のCEOは神様気取りで現場判断や意見具申に耳を傾けない傾向があるという。

（小生の意見）

①アメリカの変化は、アメリカファーストで自国の利益しか考えないトランプ大統領により実現されつつある。一人勝ちを放棄し世界統一から離れていくアメリカ。

②アメリカが世界のリーダーから自ら落ちて、今後世界をリードするのは中国になるのではないか。

③「共生」「信頼」「ローカリズム」の世界にはなっていない。このような価値観は国際社会にない。世界のリーダー不在で、混乱の世界になりつつあるように思われる。ローカリズムは進展しているが、共生と信頼は後退していると思う。

④世界はリーダーがいないとまとまらない。国際連合に軍事力を集中させて、国連軍を平和と協調の担保として世界統一を図っていくべきであると考える。

⑤各国の統一過程と同様の過程を経て、世界統一を図るのが人類の進歩といえるのかどうか。

以上